

○電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部を改正する規程 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正	現行
制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け	制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け
改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け	改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け
改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け	改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け
改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け	改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け
改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け	改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け
改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け	改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け
改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け	改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け
改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け	改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け
改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け	改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け
改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け	改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け
改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け	改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け
改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け	改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け
改正 20180824保局第2号 平成30年10月1日付け	改正 20180824保局第2号 平成30年10月1日付け
改正 20200220保局第1号 令和2年2月25日付け	改正 20200220保局第1号 令和2年2月25日付け
改正 20200511保局第2号 令和2年5月13日付け	
<p>電気設備の技術基準の解釈</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p>	<p>電気設備の技術基準の解釈</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p>

改正	現行				
<p>【架空電線路の強度検討に用いる荷重】（省令第32条第1項）</p> <p>第58条 架空電線路の強度検討に用いる荷重は、次の各号によること。<u>なお、風速は、気象庁が「地上気象観測指針」において定める10分間平均風速とする。</u></p> <p>一～十四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 鉄塔にあっては、次の各号に掲げる特殊地形箇所に施設する場合は、局地的に強められた風による風圧荷重を考慮すること。風圧荷重の検討においては、風速40m/sによる荷重と気象庁が記録する風速の年最大値による荷重を比べて大きい方の荷重を用いること。ただし、これらの特殊地形箇所に施設する場合に、当該箇所の地形等から強風時の風向が電線路の走行とほぼ平行すると判断されるときは、対象外とする。</p> <p>一 従来から強い局地風の発生が知られている地域における稜線上の鞍部等、風が強くなる箇所</p> <p>二 主風向に沿って地形が狭まる湾の奥等の小高い丘陵部にあって収束した風が当たる箇所</p> <p>三 海岸近くで突出している斜面傾度の大きな山の頂部等、海からの風が強まる箇所</p> <p>四 半島の岬、小さな島等、海を渡る風が吹き抜ける箇所</p> <p>五 強い風が風上側にある標高の高い丘で増速され、直近の急斜面によりさらに増速する箇所</p>	<p>【架空電線路の強度検討に用いる荷重】（省令第32条第1項）</p> <p>第58条 架空電線路の強度検討に用いる荷重は、次の各号によること。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4（新設）</p>				
<p>【架空電線路の支持物の強度等】（省令第32条第1項）</p> <p>第59条 架空電線路の支持物として使用する木柱は、次の各号に適合するものであること。</p> <p>一 わん曲に対する破壊強度を59-1表に規定する値とし、電線路に直角な方向に作用する風圧荷重に、<u>安全率2.0</u>を乗じた荷重に耐える強度を有すること。</p> <p style="text-align: center;">59-1表（略）</p> <p style="text-align: center;">59-2表（削除）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">使用電圧の区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">風圧荷重に対する安全率</td> </tr> </table>	使用電圧の区分	風圧荷重に対する安全率	<p>【架空電線路の支持物の強度等】（省令第32条第1項）</p> <p>第59条 架空電線路の支持物として使用する木柱は、次の各号に適合するものであること。</p> <p>一 わん曲に対する破壊強度を59-1表に規定する値とし、電線路に直角な方向に作用する風圧荷重に、<u>架空電線路の使用電圧に応じ59-2表に規定する安全率</u>を乗じた荷重に耐える強度を有すること。</p> <p style="text-align: center;">59-1表（略）</p> <p style="text-align: center;">59-2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">使用電圧の区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">風圧荷重に対する安全率</td> </tr> </table>	使用電圧の区分	風圧荷重に対する安全率
使用電圧の区分	風圧荷重に対する安全率				
使用電圧の区分	風圧荷重に対する安全率				

改正		現行													
	<table border="1"> <tr> <td>低圧</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>高圧</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>特別高圧</td> <td>1.5</td> </tr> </table>	低圧	1.2	高圧	1.3	特別高圧	1.5		<table border="1"> <tr> <td>低圧</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>高圧</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>特別高圧</td> <td>1.5</td> </tr> </table>	低圧	1.2	高圧	1.3	特別高圧	1.5
低圧	1.2														
高圧	1.3														
特別高圧	1.5														
低圧	1.2														
高圧	1.3														
特別高圧	1.5														
二 (略)		二 (略)													
2 (略)		2 (略)													
一 (略)		一 (略)													
	59-2表 (略)		59-3表 (略)												
二 (略)		二 (略)													
	59-3表 (略)		59-4表 (略)												
三 (略)		三 (略)													
3 (略)		3 (略)													
一 (略)		一 (略)													
二 (略)		二 (略)													
	59-4表 (略)		59-5表 (略)												
三 (略)		三 (略)													
	59-5表 (略)		59-6表 (略)												
四 (略)		四 (略)													
4 (略)		4 (略)													
	59-6表 (略)		59-7表 (略)												
5~7 (略)		5~7 (略)													
【支線の施設方法及び支柱による代用】 (省令第6条、第20条、第25条第2項) 第61条 (略) 一 支線の引張強さは、10.7kN (第62条及び第70条第3項の規定により施設する支線にあっては、6.46kN) 以上であること。 二 支線の安全率は、2.5 (第62条及び第70条第3項の規定により施設する支線にあっては、1.5) 以上であること。		【支線の施設方法及び支柱による代用】 (省令第6条、第20条、第25条第2項) 第61条 (略) 一 支線の引張強さは、10.7kN (第62条の規定により施設する支線にあっては、6.46kN) 以上であること。 二 支線の安全率は、2.5 (第62条の規定により施設する支線にあっては、1.5) 以上であること。													

改正	現行
<p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>【架空電線路の径間の制限】 (省令第6条、第32条第1項)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 高圧架空電線路の径間が100mを超える場合は、その部分の電線路は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 木柱の風圧荷重に対する安全率は、<u>2.0</u>以上であること。</p> <p>3 (略)</p>	<p>【架空電線路の径間の制限】 (省令第6条、第32条第1項)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 高圧架空電線路の径間が100mを超える場合は、その部分の電線路は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 木柱の風圧荷重に対する安全率は、<u>1.5</u>以上であること。</p> <p>3 (略)</p>
<p>【<u>低圧保安工事、高圧保安工事及び連鎖倒壊防止</u>】 (省令第6条、第32条第1項、第2項)</p> <p>第70条 低圧架空電線路の電線の断線、支持物の倒壊等による危険を防止するため必要な場合に行う、低圧保安工事は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 木柱は、次によること。</p> <p>イ 風圧荷重に対する安全率は、<u>2.0</u>以上であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 高圧架空電線路の電線の断線、支持物の倒壊等による危険を防止するため必要な場合に行う、高圧保安工事は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 木柱の風圧荷重に対する安全率は、<u>2.0</u>以上であること。</p> <p>三 (略)</p> <p>3 <u>低圧又は高圧架空電線路の支持物で直線路が連続している箇所において、連鎖的に倒壊するおそれがある場合は、必要に応じ、16基以下ごとに、支線を電線路に平行な方向にその両側に設け、また、5基以下ごとに支線を電線路と直角の方向にその両側に</u></p>	<p>【<u>低圧保安工事及び高圧保安工事</u>】 (省令第6条、第32条第1項)</p> <p>第70条 低圧架空電線路の電線の断線、支持物の倒壊等による危険を防止するため必要な場合に行う、低圧保安工事は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 木柱は、次によること。</p> <p>イ 風圧荷重に対する安全率は、<u>1.5</u>以上であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 高圧架空電線路の電線の断線、支持物の倒壊等による危険を防止するため必要な場合に行う、高圧保安工事は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 木柱の風圧荷重に対する安全率は、<u>1.5</u>以上であること。</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (新設)</p>

改正	現行
<p>設けること。ただし、技術上困難であるときは、この限りでない。</p>	
<p>【低高圧架空電線と架空弱電流電線等との共架】（省令第28条）</p> <p>第81条 低圧架空電線又は高圧架空電線と架空弱電流電線等とを同一支持物に施設する場合は、次の各号により施設すること。ただし、架空弱電流電線等が電力保安通信線である場合は、この限りでない。</p> <p>一 電線路の支持物として使用する木柱の風圧荷重に対する安全率は、<u>2.0</u>以上であること。（関連省令第32条第1項）</p> <p>二～七 （略）</p>	<p>【低高圧架空電線と架空弱電流電線等との共架】（省令第28条）</p> <p>第81条 低圧架空電線又は高圧架空電線と架空弱電流電線等とを同一支持物に施設する場合は、次の各号により施設すること。ただし、架空弱電流電線等が電力保安通信線である場合は、この限りでない。</p> <p>一 電線路の支持物として使用する木柱の風圧荷重に対する安全率は、<u>1.5</u>以上であること。（関連省令第32条第1項）</p> <p>二～七 （略）</p>
<p>【35,000Vを超える特別高圧架空電線と低高圧架空電線等若しくは電車線等又はこれらの支持物との接近又は交差】（省令第28条、第48条第3項）</p> <p>第100条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特別高圧架空電線が、低高圧架空電線等の下方に接近して施設される場合は、次の各号のいずれかによること。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次によること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 低圧若しくは高圧の架空電線路又は架空弱電流電線路等は、次により施設すること。ただし、使用電圧が100,000V未満の特別高圧架空電線にケーブルを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>（イ） （略）</p> <p>（ロ） 低高圧架空電線等の支持物として使用する木柱の風圧荷重に対する安全率は、<u>2.0</u>以上であること。（関連省令第32条第1項）</p> <p>（ハ）～（ホ） （略）</p> <p>5～9 （略）</p>	<p>【35,000Vを超える特別高圧架空電線と低高圧架空電線等若しくは電車線等又はこれらの支持物との接近又は交差】（省令第28条、第48条第3項）</p> <p>第100条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特別高圧架空電線が、低高圧架空電線等の下方に接近して施設される場合は、次の各号のいずれかによること。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次によること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 低圧若しくは高圧の架空電線路又は架空弱電流電線路等は、次により施設すること。ただし、使用電圧が100,000V未満の特別高圧架空電線にケーブルを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>（イ） （略）</p> <p>（ロ） 低高圧架空電線等の支持物として使用する木柱の風圧荷重に対する安全率は、<u>1.5</u>以上であること。（関連省令第32条第1項）</p> <p>（ハ）～（ホ） （略）</p> <p>5～9 （略）</p>